

# 山梨県公報

第二千三百七十九号

平成二十五年

十二月二十六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………八一一
  - 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………八一二
  - 漁業権の免許について……………八二二
  - 漁業協同組合の遊漁規則の認可……………八二三
  - 肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項の一部改正……………八二四
  - 道路の供用開始……………八二五
  - 河川区域の指定の一部改正……………八二五
  - 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………八二五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………八二六
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………八二六
  - 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(四件)……………八二七
  - 韮崎市計画画道路事業の施行について……………八二二
  - 開発行為に関する工事の完了について……………八二二
- その他
- 漁業法による水産動植物の取扱いの制限(二件)……………八二二
- 正 誤
- 平成二十五年十一月二十九日付号外第八十三号中……………八二二

## 告示

### 山梨県告示第四百十七号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一の表九の項中「甲府市丸の内二丁目三番一〇号」を「甲府市丸の内二丁目三番一〇号山梨県医師会館三階」に改め、同表二十三の項中「富士吉田市新西原五丁目五五九七番地一〇三」を「富士吉田市新西原五丁目六番一〇号」に改め、同表四十六の項中「学校法人渋谷学園」を「学校法人澁谷学園」に改め、同表九十の項中「学校法人滝口文化学園」を「学校法人慧央健康文化学園」に改め、同表百十五の項中「甲府市小瀬二七四番地三」を「甲府市小瀬町二七四番地三」に改め、同表百二十二の項中「甲府市中村町四番地一二」を「甲府市中村町一番地一八」に改め、同表百四十七の項中「富士吉田市下吉田一九〇〇番地一」を「富士吉田市下吉田七丁目二九番一九号」に改め、同表百六十の項中「北杜市須玉町若神子二二〇番地」を「北杜市須玉町若神子二二〇番地一」に改め、同表百六十二の項中「甲府市増坪町八一三番地二」を「甲府市増坪町六八一番地」に改め、同表二百四十七の項中「富士吉田市下吉田七五五番地」を「富士吉田市下吉田九丁目九番一〇号」に改め、同表二百六十の項中「南アルプス市徳永字広町四三六番地一」を「南アルプス市徳永四三六番地一」に改め、同表二百八十二の項中「上野原市上野原三一九四番地二」を「上野原市上野原三五〇四番地一」に改め、同表三百二十八の項中「韮崎市若宮一丁目一〇番一九号」を「韮崎市中田町中条一七九五番地」に改め、同表に次のように加える。

三百七十二	平成二十五年 十二月十三日	公益財団法人富士核 育英会	富士吉田市松山一二七番地二 〇二
三百七十三	平成二十五年 十二月十三日	公益財団法人山梨県 防犯協会	甲府市丸の内二丁目三番一 号
三百七十四	平成二十五年 十二月十三日	公益社団法人山梨県 鍼灸師会	甲府市朝日二丁目一三番二 号
三百七十五	平成二十五年 十二月十三日	公益社団法人山梨県 恩賜林保護組合連 合会	甲府市丸の内一丁目五番四 号
三百七十六	平成二十五年 十二月十三日	公益社団法人山梨県 鍼灸マッサージ師会	笛吹市石和町四日市場一八六 二番地六
三百七十七	平成二十五年	公益社団法人山梨県	甲府市下小河原町二三七番地 五

三百八十八	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人甲府市体育協会	甲府市緑が丘二丁目八番一号甲府市緑が丘スポーツ公園管理事務所内
三百八十七	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人山梨県農業振興公社	甲府市宝一丁目二番二〇号
三百八十六	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人山梨県環境整備事業団	甲府市丸の内一丁目九番二一号
三百八十五	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人山梨県林業公社	甲府市武田一丁目二番五号
三百八十四	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人山梨県国際交流協会	甲府市飯田二丁目二番三号
三百八十三	平成二十五年十二月十三日	公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター	南アルプス市高田新田三三番地一
三百八十二	平成二十五年十二月十三日	公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会	甲府市飯田一丁目一番二〇号
三百八十一	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人帝京育英会	甲府市北口二丁目一五番四号
三百八十	平成二十五年十二月十三日	公益社団法人やまなし観光推進機構	甲府市丸の内一丁目八番一七号
三百七十九	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人美枝きもの資料館	南巨摩郡身延町三沢一六番地
三百七十八	平成二十五年十二月十三日	公益財団法人山人会	甲府市北口二丁目六番一〇号株式会社山梨日日新聞社内
	平成二十五年十二月十三日	宅地建物取引業協会	山梨県不動産会館

三百八十九	平成二十五年十二月十三日	社会福祉法人みやこ福祉会	笛吹市一宮町本都塚八二番地一
三百九十	平成二十五年十二月十三日	社会福祉法人成島	中央市成島一〇七二番地一
三百九十一	平成二十五年十二月十三日	特定非営利活動法人山梨水晶会議	甲府市小瀬町三一五番地二二六
三百九十二	平成二十五年十二月十三日	特定非営利活動法人日本釣り環境保全連盟	南都留郡富士河口湖町船津六七 一三番地三九ITプラザ内

二の表に次のように加える。

四	平成二十五年十二月十三日	社会福祉法人友好福祉会	甲府市心経寺町四九〇番地一
---	--------------	-------------	---------------

**山梨県告示第四百十八号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県総合県税事務所長 吉 澤 公 博

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
小松商事株式会社	山梨県笛吹市石和町市部八二一	平成二十五年十一月三十日

**山梨県告示第四百十九号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、共同漁業について次のとおり免許した。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁場計画の公示番号、免許番号並びに漁業権者の名称及び住所

内共第一 号	内共第一 号	内共第二 号	内共第三 号	内共第四 号	内共第五 号	内共第六 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	漁場計画 の際の公 示番号	免許番号	漁業権者の名 称	漁業権者の住所
内共第一 号	内共第一 号	内共第二 号	内共第三 号	内共第四 号	内共第五 号	内共第六 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号			峡北漁業協同 組合	葦崎市円野町下円井字上河原三十六番地の二
内共第二 号	内共第二 号	内共第三 号	内共第四 号	内共第五 号	内共第六 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			山梨中央漁業 協同組合	甲府市下飯田二丁目八番三十四号
内共第三 号	内共第三 号	内共第四 号	内共第五 号	内共第六 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			峡東漁業協同 組合	山梨市正徳寺千九百二十番地
内共第四 号	内共第四 号	内共第五 号	内共第六 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			富士川漁業協 同組合	南巨摩郡身延町上八木沢五百二十一番地
内共第五 号	内共第五 号	内共第六 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			早川漁業協同 組合	南巨摩郡早川町保五百九番地
内共第六 号	内共第六 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			丹波川漁業協 同組合	北都留郡丹波山村二千八百四十九番地
内共第七 号	内共第七 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			小菅村漁業協 同組合	北都留郡小菅村四千三百八十三番一
内共第八 号	内共第八 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			桂川漁業協同 組合	上野原市上野原二千五百八十番地
内共第九 号	内共第九 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			都留漁業協同 組合	南都留郡西桂町下暮地七百八十八番地
内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			秋山漁業協同 組合	上野原市上野原千六百五十八番地
内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号	内共第十 号			忍草漁業協同 組合	南都留郡忍野村忍草五十四番地

内共第十 二号	内共第十 二号	道志村漁業協 同組合	南都留郡道志村九千二百三十七番地
内共第十 三号	内共第十 三号	山中湖漁業協 同組合	南都留郡山中湖村平野五百六番地二百九十六
内共第十 四号	内共第十 四号	河口湖漁業協 同組合	南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番 地
内共第十 五号	内共第十 五号	西湖漁業協同 組合	南都留郡富士河口湖町西湖二千二百四十三番 地一
内共第十 六号	内共第十 六号	精進湖漁業協 同組合	南都留郡富士河口湖町精進五百十四番地
内共第十 七号	内共第十 七号	本栖湖漁業協 同組合	南都留郡富士河口湖町本栖三百二十番地
内共第十 八号	内共第十 八号	道志村漁業協 同組合	南都留郡道志村九千二百三十七番地
内共第十 八号	内共第十 八号	相模川漁業協 同組合連合会	神奈川県愛甲郡愛川町半原九百十四番地の三

二 免許の内容、存続期間及び制限又は条件  
 漁業法に基づく共同漁業の免許の内容となるべき事項等（平成二十五年山梨県告  
 示第二百七十四号）のとおりとする。

**山梨県告示第四百二十号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第一項の規定により、各漁  
 業協同組合の第五種共同漁業権に係る遊漁規則を次のとおり認可した。  
 平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許
---------	---------	--------

峡北漁業協同組合	葦崎市円野町下円井字上河原三十六番地の二	内共第一号	番号
山梨中央漁業協同組合	甲府市下飯田二丁目八番三十四号	内共第二号	
峡東漁業協同組合	山梨市正徳寺千九百二十番地	内共第三号	
富士川漁業協同組合	南巨摩郡身延町上八木沢五百二十一番地	内共第四号	
早川漁業協同組合	南巨摩郡早川町保五百九番地	内共第五号	
丹波川漁業協同組合	北都留郡丹波山村二千八百四十九番地	内共第六号	
小菅村漁業協同組合	北都留郡小菅村四千三百八十三番一	内共第七号	
桂川漁業協同組合	上野原市上野原二千五百八十番地	内共第八号	
都留漁業協同組合	南都留郡西桂町下暮地七百八十八番地	内共第九号	
秋山漁業協同組合	上野原市上野原千六百五十八番地	内共第十号	
忍草漁業協同組合	南都留郡忍野村忍草五十四番地	内共第十一号	
道志村漁業協同組合	南都留郡道志村九千二百三十七番地	内共第十二号	
山中湖漁業協同組合	南都留郡山中湖村平野五百六番地二百九十六	内共第十三号	
河口湖漁業協同組合	南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番地	内共第十四号	
西湖漁業協同組合	南都留郡富士河口湖町西湖二千二百四十三番地	内共第十五号	
精進湖漁業協同組合	南都留郡富士河口湖町精進五百十四番地	内共第十六号	

本栖湖漁業協同組合	南都留郡富士河口湖町本栖三百二十番地	内共第十七号
道志村漁業協同組合	南都留郡道志村九千二百三十七番地	内共第十八号
相模川漁業協同組合 連合会	神奈川県愛甲郡愛川町半原九百十四番地の三	

二 遊漁規則の内容等（遊漁についての制限の範囲、遊漁料の額及びその納付の方法、遊漁承認証に関する事項、遊漁に際し守るべき事項、漁場監視員に関する事項並びに違反者に対する措置に関する事項等）

山梨県農政部長 花き農水産課ホームページ（<http://www.pref.yamanashi.jp/kakinousui/gyojouzuzyuugyokisoku.html>）掲載の各漁業協同組合の遊漁規則のとおり。

三 遊漁規則の施行日

平成二十六年一月一日

**山梨県告示第四百二十一号**

肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項（平成十四年山梨県告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月四日から適用する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

表中

5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）のア、イ又はウに定めるは乳動物由来たん白質、家禽由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
--	--

5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）のア、イ又はウに定めるは乳動物由来たん白	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
---	--

を  
質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が原料として使用された普通肥料(6に掲げるものを除く。)

に改

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

める。

**山梨県告示第四百二十二号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町高萩字向村 九二八番の三地先から 西八代郡市川三郷町高萩字向村 九一〇番地先まで	六八・〇	平成二十五年十二月二十六日

**山梨県告示第四百二十三号**

一級河川神宮川に係る河川区域の指定(昭和五十一年山梨県告示第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十六日  
山梨県知事 横内正明

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第八号図まで」に改める。  
(その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第四百二十四号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日  
平成二十五年十二月二十六日
- 二 指定道路の位置  
南アルプス市藤田字宮東千六百八十三番八
- 三 指定道路の幅員  
最大幅員六・〇メートル、最小幅員六・〇メートル
- 四 指定道路の延長  
三十七・二二メートル

**山梨県告示第四百二十五号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日  
平成二十五年十二月二十六日
- 二 指定道路の位置  
南アルプス市野牛島字権現ノ上二千六百九十五番九、二千六百九十八番六、二千六百九十九番九
- 三 指定道路の幅員  
最大幅員六・〇メートル、最小幅員六・〇メートル

四 指定道路の延長  
五十九・一五メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 F K c o n n e c t サッカースクール

2 代表者の氏名 藤田 健

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市落合町二百九十七番地三

4 定款に記載された目的

この法人は、サッカーを中心としたスポーツを通し、青少年に対し健全な心身の発達及び育成等に関する事業並びに、老若男女に対してのスポーツ文化の振興、発達、交流及び環境整備に関する事業を行うとともに、障害者及び高齢者に対して雇用の創出並びに自立支援を図るための事業を行うことにより、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年十二月十三日から平成二十六年二月十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人富士と湖とかかしの里
- 2 代表者の氏名 渡辺 浩男
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖三百五十一番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、富士山周辺地域の住民及びこの地を訪れるすべての人々に対して、かかしのある景観づくり等を通じて、魅力あるふるさとづくりと観光の振興に寄与するとともに、いきいきサロンの運営を通じて、地域住民の交流を深め社会参加を推進することにより、助け合いの精神を育て、ともに手を取り合い生き生きと生活する地域コミュニティの創造に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年十二月十八日から平成二十六年二月十七日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。  
平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	介護保険事業 所番号	サービスの種類	指定年月日
ウエルシア薬局甲府和戸店	山梨県甲府市 国玉町三百二十八番地一	一九四〇一四 〇〇二一	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 居宅療養管理指導（みなし）	平成二十五年 十一月一日
セキテイ調剤薬局医大玉穂店	山梨県中央市 若宮三十番地七	一九四二三四 〇〇〇九	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 居宅療養管理指導（みなし）	
訪問看護ステーションあゆみ	山梨県都留市 十日市場七十番地六	一九六一一九 〇〇三八	介護予防訪問介護 介護予防訪問看護 訪問介護 訪問看護	
あおぞらの里 甲府南デイサ	山梨県甲府市 国母五丁目十	一九七〇一〇 三九五六	介護予防通所介護 通所介護	

ービスセンタ 1	番二十七号			
オアゾSやま しろデイサー ビスセンター	山梨県甲府市 上町九百十六 番地二	一九七〇一〇 三九六四	介護予防通所介護 通所介護	
チャーミング ケアプランセ ンター	山梨県南都留 郡山中湖村平 野三千七百七 十七番地三エ ーブル山中湖 七百十六号室	一九七一一三〇 〇六九二	居宅介護支援	
南アルプス市 富士見介護施 設	山梨県南アル プス市小笠原 千百八番地一	一九七一一六〇 一一一五	介護予防短期入所生 活介護 短期入所生 活介護	
リハビリ特化 型デイサービ スカラダラボ 南アルプス	山梨県南アル プス市下宮地 二百六十一番 地	一九七一一六〇 一一二三	介護予防通所介護 通所介護	平成二十五年 十一月四日
甲州茶話本舗 デイサービス 信玄亭	山梨県甲府市 和田町二千九 百五十一番地 二十八	一九七〇一〇 三九三一	通所介護	平成二十五年 十一月五日
ひろデイサー ビスなかこ	山梨県甲府市 中小河原一丁 目九番七号	一九七〇一〇 三九四九	介護予防通所介護 通所介護	
リラクゼーシ ョン型デイサ ービスあった かライフ甲府 長松寺	山梨県甲府市 長松寺町一番 十九号	一九七一一七〇 〇六三六	介護予防通所介護 通所介護	

サンクシア指 定福祉用具貸 与事業所	山梨県甲斐市 大下条千百五 十七番地	一九七一一七〇 〇六四四	介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福 祉用具販売 福祉用 具貸与 特定福祉用 具販売	平成二十五年 十一月七日
こひつじ甲府 居宅介護支援 センター	山梨県甲府市 飯田三丁目五 番三号	一九七〇一〇 三九七二	居宅介護支援	平成二十五年 十一月十一日
甲州茶話本舗 デイサービス わかば	山梨県笛吹市 石和町市部千 九十九番地十 地一	一九七一一八〇 〇八七三	通所介護	平成二十五年 十一月十六日
ふきのとう居 宅介護支援事 業所	山梨県南都留 郡鳴沢村五千 八百五十五番 地一	一九七一一三〇 〇七〇〇	居宅介護支援	平成二十五年 十一月十八日

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十  
 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定  
 により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明  
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日馬場字清水頭一九七〇の二、一九七一の 二	清水英幸
都留市朝日曾雌字宮ノ前一五四四	小俣さん
都留市朝日曾雌字大板屋一一二（次の図に示す部	小俣逸作

分に限る。)	
都留市朝日曾雌字広瀬一六二二（次の図に示す部分に限る。）	小俣金造
都留市朝日曾雌字保良一三六四（次の図に示す部分に限る。）	清水大治郎
都留市与繩字宇里久保一六四八、一六六〇	前田勝次良
都留市与繩字松原一四四六の一、一四四六の三	前田豊
都留市法能字住吉山二九五の二、二九六の二、大野字大平山六五九の二	大原毅
都留市大野字大平山六五三、六五四、六七七	大津巖
都留市朝日曾雌字広瀬一六一九（次の図に示す部分に限る。）	渡辺信太郎
都留市朝日曾雌字大板屋一一一〇（次の図に示す部分に限る。）	渡辺平
都留市朝日曾雌字宮ノ前一五七五（次の図に示す部分に限る。）	日向重四郎
都留市与繩字松原一五〇一	前田照之甫

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十一月十四日農林水産省告示第二千八百十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市境字條ヶ尾一六五六の二	瀬島文彦、ニチリン商事(株)
都留市鹿留字本土差三二七六の二	安富清作
都留市境字棒差一七五三	安留文雄
都留市朝日曾雌字大板屋一〇九〇の二	三浦うら
都留市十日市場字桜山一九二七	杉田武昌
都留市境字佐渡林一七八八	泉福院
都留市十日市場字桜山一九二四	中野清征
都留市境字棒差一七〇一の二	天野徳
都留市境字佐渡林一七九一、一七九二の一から一七九二の四まで	渡邊欽次郎
都留市境字棒差一七五四の一から一七五四の六まで、	白井潤美



一七五六、一七五七、一七五七の内一、一七五八、一七五九

都留市鹿留字本土差三二七七の二  
鈴木昭治

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
(-) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年十一月十四日農林水産省告示第二千八百十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十六日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市鹿留字岩下上三二八九	高部忠右工門、渡辺福宥
都留市鹿留字天神ノ上三五一七、字白毛沢三六二八の三、三六二八の四	三枝明彦、三川敏子、三枝文彦
都留市鹿留字桜山三六九六、三六九六の一	安富友吉

都留市鹿留字天神ノ上三五一六の二

株式会社十日市銀行、三枝英一

都留市鹿留字糖蒔沢三二二四の二

佐藤唯雄

都留市鹿留字岩鼻三四二四

三枝英一

都留市鹿留字岩下上三三〇四の二

渡辺亀吉

都留市鹿留字砂原上三三一〇の三

渡辺政一

都留市鹿留字桜山三六九七

渡辺善治

都留市鹿留字天神ノ上三五〇七の二、三五〇八の二

渡辺武

都留市鹿留字糖蒔沢三二八〇の二

三枝信志

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
(-) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十五年十一月十四日農林水産省告示第二千八百二十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定

により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明  
一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市大野字入山一六四九の六（次の図に示す部分に限る。）	安田寅吉、奥脇菊藏、荻窪宇右工門、荻窪栄作、荻窪潔、荻窪源作、荻窪市太郎、荻窪勝章、荻窪太左工門、荻窪朝次郎、荻窪万清、荻窪雄、荻窪良栄、志村惣一郎、重森国太郎、小松留作、小俣喜一郎、小俣基則、小俣久一郎、小俣佐太郎、小俣秀雄、小俣惣吉、小俣定造、小俣哲二、小俣徳二郎、小俣平吉、小林愛之助、小林毅、小林昇作、小林忠亮、小林利徳、杉本音吉、杉本儀作、杉本義廣、杉本数馬、杉本繁三、杉本庸吉、杉本刃太郎、曾根亀吉、曾根市太郎、曾根長平、曾根藤松、曾根民藏、曾根勇二郎、大原仰善、大原博、大津かつ、大津雙作、大津巖、滝口新平、程原貴一、程原儀一、程原原、程原幸造、程原重高、程原正作、程原美江、程原由太郎、程原融二、程原縣吉、程原脩造、渡辺庸五郎、鈴木栄太郎、鈴木董太郎、賤機喜三郎、高部亨、高部康一、高部太之甫、高部米吉、高部民也、高部明吾
都留市夏狩字高子三四〇二の内一、字松木沢三三九	エヌティワイレジャー観光開

○の内一	発（株）
都留市戸沢字大平一三二七（次の図に示す部分に限る。）	安富忠三郎
都留市大野字菅野山二八四〇（次の図に示す部分に限る。）	奥脇泰
都留市下谷字南山二二五四（次の図に示す部分に限る。）	住倉徳太郎
都留市大野字棚苗代山二二三二（次の図に示す部分に限る。）	小林貞右工門
都留市大野字日影山二七〇六（次の図に示す部分に限る。）	小林要太郎
都留市与繩字松原一五五四（次の図に示す部分に限る。）	前田勝次良
都留市与繩字松原一五五五（次の図に示す部分に限る。）	前田眞一郎
都留市小野字大越一八五五（次の図に示す部分に限る。）	大原組
都留市大野字日影山二六八七（次の図に示す部分に限る。）	大原新作
都留市大野字菅野山二八一九（次の図に示す部分に限る。）	大原博
都留市与繩字大鳥居一〇四四（次の図に示す部分に限る。）	谷内庫之甫
都留市与繩字大鳥居一〇四八・一〇四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	谷内八百藏

都留市下谷字南山二二三二（次の図に示す部分に限る。）	天野正則
都留市下谷字南山二二三五（次の図に示す部分に限る。）、二二三六	田原潔
都留市戸沢字水頭一一一七（次の図に示す部分に限る。）	渡辺春
都留市朝日曾雌字宮ノ前一五八八の一（次の図に示す部分に限る。）	日向なか

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十一月十四日農林水産省告示第二千八百二十一号

● 葦崎都市計画道路事業の施行について

葦崎都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

葦崎都市計画道路事業三・四・一号 滝坂下今井線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 山梨県甲斐市大字天狗沢字蟹河原並びに大字龍地字石下、字大滝、字烏塚、字北川及び字竜ヶ池地内  
使用の部分 なし

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

昭和町築地新居字大神七三六の一及び七三七の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県長野市大字川合新田二千六十番地 株式会社サニクリーン甲信越 代表取締役  
役 レスリー ケン ヤマダ

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、水産動植物の保護を図り、漁業権の行使を適切にするため、オオクチバス漁業の免許を受けた漁業協同組合は、当該免許に係る湖におけるオオクチバス漁業について次のとおり取り扱わなければならない。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 平 山 公 明

一 指示の内容

1 逸出防止措置

当該湖外の水系と接続する水路（流出水路に限る。）との接続部に、オオクチバ

スが容易に逸出できない構造の網を三重に施すこと。ただし、当該水路又は当該水路と当該湖の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合はこの限りでない。

2 取扱方法

オオクチバスの取扱方法は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第九条第一項の規定により定められた第五種共同漁業権に係る特例を定める件（平成十七年農林水産省・環境省告示第五号）第二条第三号ロ、ハ、ニ、へ及びトの例によること。

3 調査の実施

当該湖における魚族への影響を定期的に調査すること。

二 指示の期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、山梨県内で採捕されたオオクチバス及びブルーギルの取扱いを次のとおり制限する。

平成二十五年十二月二十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平山公明

一 指示の内容

山梨県内においてオオクチバス及びブルーギルを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面。ただしオオクチバスの場合に限り、山中湖、河口湖、西湖を除く。

三 指示の期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

正 誤

○ 平成二十五年十一月二十九日付山梨県選挙管理委員会告示第八十号（収支報告書の要旨の公表）

三二二ページ上段中 「25,860,000円」は「28,560,000円」の誤り。」「3,110,673円」は「25,860,000円」は「28,560,000円」の誤り。

5,810,673円」の「3,860,000円」は「6,560,000円」の「1,800,000円」は「4,500,000円」の「3,000,000円」は「3,000,000円」の誤り。」「25,860,000円」は「28,560,000円」の誤り。

三二二ページ下段中 「500,000円」は「500,000円」の「1,800,000円」は「4,500,000円」の誤り。」「300,000円」は「3,000,000円」の誤り。

」の誤り。

三八ページ上段中 「101人」は「1,011人」の誤り。

九九ページ上段中 「2号団体」は「1号かつ2号団体」の誤り。

一〇六ページ下段中 「平成35年4月1日」は「平成25年4月1日」の誤り。

一四六ページ上段中

「合計」は「326,765円」は

「うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」は「326,765円」の誤り。」「278,350円」

一四六ページ下段中

「合計」は「340,840円」は

「合計」は「340,840円」の誤り。」「うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」は「340,000円」